

重要事項確認票（同意書）

以下の項目の内容を確認し、右欄にチェック（☑）を付けてください。全ての項目を確認後、「署名欄」にご署名の上、提出してください。

	確認項目	チェック欄
1	「保育施設入所の手びき」をよくお読みのうえ、入所申込みに必要な書類を全て揃えてからお申し込みください。書類が不足している場合は受け付けできません。	
2	入所申込み後に希望施設を変更・追加したい場合は、申込み締切日までに窓口または電話でご連絡ください。締切日以降は、次回以降の利用調整から変更となります。	
3	入所申込み後に家庭の状況に変更（就労状況の変更、結婚、離婚、同居者の増減等）があった場合は、選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。なお、入所内定後に就労時間が短くなるなどの理由により選考時より低い指数となる場合は、内定取り消しとなります。	
4	障害のあるお子様や通院中のお子様などで通常保育では対応が難しい場合は、定員に空きがあったとしても施設側の受け入れ体制により入所出来ないことがあります。	
5	市外の保育施設への入所を希望する場合、希望先の市区町村によって締切日や提出書類が異なりますので、事前に希望先へご確認ください。また、希望先の市区町村へ申込書類を郵送するため、締切日の7日前までに桶川市の保育課へ書類をお持ちください。	
6	入所申込み後に市外へ転出した場合は、申込みは取下げ（無効）となります。転出される場合は、保育課までご連絡ください。なお、引き続き桶川市の施設を希望する場合は、転出先の市区町村の保育担当課を通して改めてお申し込みください。	
7	内定通知後に辞退された場合、その年度内は指数が減点されるため、その後の選考に影響があります。なお、内定を辞退する場合は、速やかに保育課へご連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。	
8	保育施設の入所が保留（待機）となった場合の入所申込みの取扱いについては、年度末（3月入所）の利用調整まで有効となります。年度内の申込みの取下げを希望する場合は、速やかに保育課へご連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。	
9	保育施設の入所が保留（待機）となった場合は、初回のみ「利用調整結果通知書」を送付します。入所が可能になった場合のみ改めて通知します。「利用調整結果通知書」の再発行が必要な場合は、毎月10日までにお電話でご連絡ください。	
10	1歳児クラスまたは2歳児クラスまでの定員しかない保育施設に入所した場合、その後就学前までの保育施設に引き続き入所を希望する際は、改めて入所申込みが必要となります。その際、利用調整において選考指数が加点されますが、必ずしも希望施設に入所できるとは限りません。	
11	保育を必要とすることの証明書については押印を必要としませんが（診断書は押印が必要）、証明書を無断作成または改変を行った場合は、利用決定または利用内定が取消しとなります。	

（裏面へ続きます）

	確認項目	チェック欄
12	<p>【育休明け・産休明けで申込みをされる方】</p> <p>入所月の末日までに育児休業・産後休業が終了し復職する人が申込み対象となり、<u>入所月の翌月1日までに復職することが条件</u>となります。復職後、入所月の翌月15日までに就労証明書を保育課または入所施設へ提出してください。期限までに復職できなかった場合は、退所となります。</p> <p>※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。勤務条件が変わり指数が下がった場合は、利用決定または利用内定が取消しとなります。</p>	
13	<p>【就労・求職活動で申込みをされる方】</p> <p>入所後3か月以上継続して就労（月64時間以上）することが条件となります。また、<u>求職活動での申込みは年度に1回限り</u>可能です。</p>	
14	<p>【妊娠・出産で申込みをされる方】</p> <p>出産を理由に入所した場合、<u>出産予定日の翌々月末で退所</u>となります。就労等ほかの要件による継続入所はできません。引き続き入所を希望する場合は、一度退所していただき、再度入所の申込みをしてください。</p>	
15	<p>長期欠席が出来るのは年度内2か月（申請から2か月後の月末）までとなり、1か月を超える休所の場合には「休所届」が必要です。期間を超えて欠席する場合は退所となります。なお、休所中であっても保育料はかかります。</p>	
16	<p>同一世帯において保育料または放課後児童クラブ利用者負担額の滞納がある場合、翌年度継続利用の審査及び選考において指数が大幅に減点されますので、対象の方は速やかに納付してください。</p>	
17	<p>保育料は、児童の保護者（父母）の市区町村民税所得割課税額により算定されます。児童の扶養状況によっては、父母以外も算定の対象になることがあります。未申告の場合は、最高額で算定することとなります。</p>	
18	<p>保育料以外にも、給食費や保護者会費、帽子代などの負担があります。これらの負担は、施設や年齢ごとに異なります。また、認定こども園に入所した場合は、3歳児クラス以上は制服や教材費などの負担があります。保育料以外の負担についての詳細は、各施設へお問い合わせください。</p>	
19	<p>市が教育・保育給付認定及び保育料（利用者負担額）の算定に必要な市区町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した事項について、保育施設等に提供することに同意します。</p>	
20	<p>保育施設等の利用決定の際は、教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書及び申し込みに添付した書類一式の写しを保育施設等に提供することに同意します。</p>	

以上の項目について確認及び同意の上、保育施設の入所申込みをします。

令和 年 月 日 署名欄 保護者氏名 _____